

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた登録販売者に対する
研修及び既存配置販売業者の配置員の資質の向上に関する講習、研
修等の実施方法について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に関しては、5月25日に緊急事態解除宣言がなされ、全国的には新規感染者数等が減少しているところですが、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、引き続き慎重な対応を図っていくことが求められているところです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環としては、いわゆる「三つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）」が重なる状況を避けること等の注意喚起がなされております。

こうした状況を踏まえ、「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」（「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）別添。以下「ガイドライン」という。）及び「薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」（平成21年3月31日付け薬食総発第03310001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「既存配置販売業者研修通知」という。）における研修等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、関係団体、関係業者等への周知方お願いします。

記

1. ガイドラインの3.(3) 外部研修の形式及び既存配置販売業者研修通知の(4) 講習、研修等の形式における研修等の形式については、新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、感染予防の観点から、講義(集合研修)に代えて遠隔講座・通信講座による研修等を実施することにより、遠隔講座・通信講座による研修等の時間数が講義(集合研修)の時間数を超えても差し支えないこと。ただし、遠隔講座・通信講座により研修等を実施する場合であっても、研修等の内容等については、ガイドライン又は既存配置販売業者研修通知に掲げる事項を遵守した上で実施すること。
2. 1によらず、講義(集合研修)を実施する場合は、実施地域の感染状況を十分に踏まえ、「三つの密」が発生しない席配置、人と人との距離の確保、マスクの着用等、基本的な感染防止策を講じること。
3. 「登録販売者に対する外部研修の自主点検について」(平成29年8月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)の別紙1及び別紙3についても、上記と同様の取扱いとすること。